器具、容器包装
記入例
（J、Kコード）

食品等輸入届出書

厚生労働大臣　殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)□

(1) 届出受付番号	※1
(3) 届出種別	事前・(一般)・計画輸入
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
(5) 生産国・コード	●●【国名】
(7) 製造者名、住所・コード	●●Z Z 9 9 9 9　△△△△CO.,LTD. 123-45, XXXX XXXX ,●●
(8) 製造所名、住所・コード	●●Z Z 9 9 9 9　□□□□CO.,LTD. 987-10, XXX XXXXX,●●
(9) 輸出者名、住所・コード	
(10) 包装者名、住所・コード	
(11) 積込港・コード	●●A B C　【地域名英名】
(13) 積卸港・コード	A A A　【港、空港名】
(15) 保管倉庫・コード	1 A B 2 3　〇〇倉庫(株) 東京都江東区青海〇〇
(17) 貨物の記号及び番号	N/M B/L NO. 123ABC4567890
(18) 船舶又は航空機の名称又は便名	【船名、航空機名】

(2)氏　名　株式会社〇〇〇
　　代表取締役　厚生　太郎
住　所　東京都江東区青海2-7-11
(電話番号)　03-3599-1520

(6) 輸入食品衛生管理者登録番号	
(12) 積込年月日	2021 年 5 月 10 日
(14) 到着年月日	2021 年 6 月 12 日
(16) 搬入年月日	2021 年 6 月 13 日
(19) 届出年月日	2021 年 6 月 15 日
(20) 事故の有無及びある場合はその概要	(無)・有
(21) 提出者・コード	(株)〇〇通関 担当:△△ Tel.03-XXXX-YYYY

1 (22) 貨物の別	食品・添加物・(器具)・容器包装・おもちゃ
(23) 継続の別	初回(F)・(継続(C))・更新(U)
(24) 品目コード	J 9 8 0 0 0 0
(25) 品名	コーヒーメーカー
(26) 積込数量・コード	100 P S
(27) 積込重量	2,000.00 kg
(28) 用途・コード	9 自店舗で使用
(29) 包装種類・コード	K P R 紙
(30) 登録番号1	
(31) 登録番号2	
(32) 登録番号3	
(33) 衛生証明書番号	
(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	KPC、KCH、KSS、KRB ポリカーボネート、セラミック、ステンレス、シリコンゴム
(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2 ※2
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード	

(37) 備考
【実績有(240〇〇〇〇〇〇〇〇)】
品番:□□-〇〇
品名:COFFEE MACHINE L-1000
材質:KPC(コーヒーミル容器:無色透明)、KCH(ミル:乳白色)、KSS(チューブ、タンク、抽出口)、KRB(抽出口パッキン、白色半透明)

届出済印※1

＜注意＞
※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。

◆はじめに

基本的な記入方法は、「届出様式記入方法」を確認してください。
また、記入例として「加工食品記入例」を参考としてください。
ここでは、業務用コーヒーメーカー（器具）について、「加工食品記入例」との違い（注意点）を掲載しています。

〈注意点〉

（24）2種類以上の材質で組み合わさっている器具、容器包装は、「組み合わせのもの」のコードを使用してください。

（34）食品、添加物が触れる部分、全ての材質を記入してください。
また、その材質がどの部分を構成するのか、色は何色であるのかを記入してください。（備考欄参照）

Point

＊「器具」と「容器包装」の違い

食品衛生法上の定義

- 「器具」とは、飲食器、割ぽう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。
- 「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのままで引き渡すものをいう。

「器具」はそのまま飲食などに使用するもの
「容器包装」は、食品又は添加物を入れ、または包んで、そのまま引き渡すもの

【材質：ガラス製】

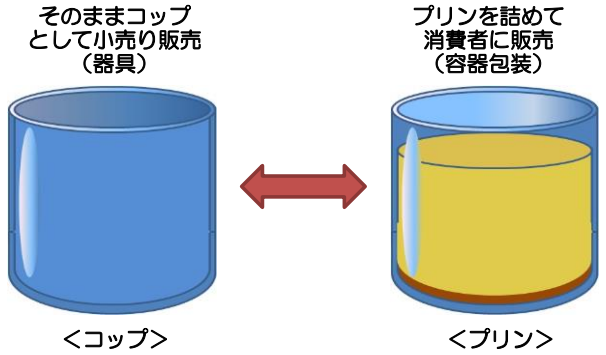

（注）同じ材質・形状のものでも目的により、器具と容器包装に分かれるます。
詰める、入れてから消費者に引き渡されるため、容器包装の用途に「小売り用」はありません。

※コード部分は『NACCS掲示板　業務コード集』検索 より確認出来ます。
https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/tains-code.html